



平成 19 年 7 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社大丸
代 表 者 名 代表取締役会長兼最高経営責任者
奥 田 務
コード番号 8234 東証、大証第 1 部
問 合 せ 先 グループ本社 経営計画本部
広報・I R 部長 福 山 一 郎
TEL (06) 6281-9002

会 社 名 株式会社松坂屋ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 茶 村 俊 一
コード番号 3051 東証、名証第 1 部
問 合 せ 先 執行役員経営企画室長兼
広報・I R 室長 松 田 伸 治
TEL (052) 264-7025

J. フロント リテイリング株式会社の株主優待制度について

株式会社大丸および株式会社松坂屋ホールディングスが、本年 9 月 3 日に株式移転により設立する J. フロント リテイリング株式会社（以下、JFR）の株主優待制度は、下記のとおりといたしますので、お知らせいたします。

記

1. 「お買い物ご優待カード」の発行

株式会社大丸と株式会社松坂屋の直営店および関係百貨店の計 26 店舗でご利用いただける「J. フロント リテイリング 株主様 大丸・松坂屋 お買い物ご優待カード」を発行いたします。



JFRを本年9月3日に設立することに伴い、株式会社大丸および株式会社松坂屋ホールディングスの本年2月末日現在1,000株以上ご所有の株主様に対し、すでにご送付済の「大丸株主様ご優待カード」および「松坂屋ホールディングス株主ご優待カード」に代わり、新たに「J. フロント リテイリング 株主様 大丸・松坂屋 お買い物ご優待カード」(有効期限は本年9月3日から平成20年5月31日まで)を下記のご利用額を設定し、8月下旬に送付いたします。

なお、これに伴い「大丸株主様ご優待カード」および「松坂屋ホールディングス株主ご優待カード」は、本年9月3日以降はご利用いただけなくなります。

また、株式会社大丸および株式会社松坂屋ホールディングスの本年8月31日現在1,000株以上ご所有の新規の株主様には、本年12月1日より半年間ご利用いただける「J. フロント リテイリング 株主様 大丸・松坂屋 お買い物ご優待カード」を下記のご利用限度額の半額に設定し、11月中にご送付いたします。

以後、「お買い物ご優待カード」は毎年2月末日現在1,000株以上ご所有の株主様に対し、5月中に送付します。また、8月31日現在1,000株以上ご所有の新規の株主様に対しても、11月中に送付いたします。

2. ご優待内容

- (1) 本カードは、お買い上げ時に売場係員にご提出いただきますと、JFRグループ百貨店(「3. 取扱店舗」ご参照)で現金による値札価格でのお買物に限り、下記のご利用限度額の範囲内で、その値札本体価格の10%を割引いたします。ただし、1,000円未満の端数金額は、割引いたしません。

ご利用限度額(毎年6月1日から翌年5月31日まで)

2月末日ご所有株数	ご利用限度額(値札本体価格)
1,000株以上 3,000株未満	100万円
3,000株以上 10,000株未満	単元株数(1,000株)ごとに 50万円ずつ加算
10,000株以上	500万円

※8月31日現在1,000株以上ご所有の新規の株主様に対して発行する「お買い物ご優待カード」は、有効期間を12月1日から半年間、ご利用限度額を上記の半額に設定いたします。

- (2) 本カードは、全国百貨店共通商品券(日本百貨店協会加盟店発行分)およびJFRグループ百貨店が独自に発行する商品券・商品お取替え券・友の会カードの通用店でのお買物に限り、現金によるお買物と同様にご利用いただけます。なお、他社発行クレジットギフト券によるお買物につきましては、大丸直営店、博多大丸および下関大丸でのご利用時のみ、現金によるお買物と同様にご利用いただけます。(その他の商品券、お買物券、商品お引換え券、デビットカード等によるお買物にはご利用いただけませんのでご注意ください。)

- (3) 本カードの提示により、ご本人および同伴者1名様に限り、**大丸直営店・松坂屋直営店・横浜松坂屋の有料文化催事(大丸ミュージアム、松坂屋美術館を含む)へ無料で入場**いただけます。

3. 取扱店舗 (JFRグループ百貨店)

- (1) 大丸直営店 (心齋橋、梅田、東京、ららぽーと横浜、京都、山科、神戸、新長田、須磨、芦屋、札幌) および関係百貨店 (博多大丸<福岡天神、長崎>、下関大丸、高知大丸、鳥取大丸、今治大丸)
- (2) 松坂屋直営店 (名古屋、岡崎、名古屋駅、豊田、高槻、上野、銀座、静岡) および横浜松坂屋

4. 割引除外品

生鮮食品 (海産物・精肉・青果)、書籍・CD類、たばこ、切手・印紙類、商品券類、各種商品引換券・ギフト券類、金・白金・銀の地金、貨幣類、各種送料・箱代・修理代、レストラン・喫茶、理容・美容室・エステティックなどの施術サービス、旅行代金、その他 (ルイヴィトン、ティファニー、ブルガリ、カルティエ、エルメス、ロエベなど) 特に各社が指定したもの。

※なお、松坂屋直営店および横浜松坂屋では、上記に加え、「特に定めた催事商品、内覧会商品、酒類・米穀」については割引いたしません。また、博多大丸、下関大丸、高知大丸、鳥取大丸および今治大丸では、上記に加え、「特価商品、食料品全般」については割引いたしません。

5. その他

- (1) 本カードは、JFRグループ百貨店の他のお買物優待券、お買物優待制度、他の割引およびポイント付与制度との併用はできません。また、JFRグループ百貨店のお得意様口座、各種クレジットカード、通信販売・代金引換によるお買物およびそのご入金にはご利用いただけません。
- (2) 本カードは、他人に譲渡、売買、貸与等をされた場合は無効といたします。本カードは紛失されても再発行いたしません。また、法人株主様の他のご名義への分割書換発行はできません。

以 上

※「お買い物ご優待カード」のカラー画像データを用意していますので、必要な方は下記へご連絡ください。メールでお送りいたします。

お問い合わせ先

(株)大丸 グループ本社広報・IR部	電話06-6281-9002
(株)松坂屋ホールディングス 広報・IR室	電話052-264-7025